

賃 貸 借 契 約 書

(長期継続契約)

那覇市上下水道事業管理者（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、次の条項並びに別紙「那覇市上下水道局複合機賃貸借仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりカラー複合機、モノクロ複合機（以下「機器」という。）の賃貸借に関する契約を締結する。

(目的)

第 1 条 この契約は、甲が複合機を正常な状態で稼動し得るように、乙が保守し、甲の使用に供することを目的とする。

(契約の件名及び機器)

第 2 条 賃貸借契約名及び機器は、次のとおりとする。

- (1) 賃貸借契約名 那覇市上下水道局複合機賃貸借
- (2) 機器 カラー複合機 2 台、モノクロ複合機 4 台

(履行期間)

第 3 条 契約期間は、令和 9 年 2 月 1 日～令和 14 年 1 月 3 1 日までとする。

(賃貸借料金等)

第 4 条 甲が乙に支払う賃貸借料金及び複写料金（以下「賃貸借料金等」という。）の月額
は、仕様書の 7 により計算した額に第 19 条の消費税及び地方消費税を加算した額とする。

2 賃貸借料金等の計算期間は、各月の初日から月末までの 1 ヶ月とする。

(賃貸借料金等の請求)

第 5 条 乙は、毎月末に使用枚数について甲の係員の確認を受け、賃貸借料金等を算出し、その金額を甲に請求するものとする。

(支払い方法)

第 6 条 甲は、乙から前条の規定による適法な請求書を受理してから 3 0 日以内に支払うものとする。

(契約保証金)

第 7 条 那覇市上下水道局契約事務規程第 31 条第 10 号に基づき免除する。

(特約事項)

第 8 条 この契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、支出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(設置場所等)

第 9 条 設置場所は、仕様書の 2 のとおりとする。また、甲は、設置場所を変更する場合、予め乙に通知するものとする。この場合、乙は複合機の移動を実施し、移動に要した費用は乙の負担とする。

(物件の納入及び引渡し)

第 10 条 乙は、機器を設置場所に仕様書に定める日時までに乙の負担で納入し、使用可能な状態に調整した上、賃貸借期間の開始日から甲の使用に供さなければならない。

2 甲は、乙から機器の納品があったときは速やかに検査し、その検査に合格したときをもって、乙からこの機器の引渡しを受けたものとする。

(保守)

第 11 条 機器の保守については、仕様書の 6 のとおりとする。

(機器の取替)

第 12 条 乙は前条による保守点検及び修繕を行っても、なお、機器を正常な状態において甲に使用させることができないときは、機器の取り替えを行うものとする。

2 前項の取り替えに要する費用は乙の負担とする。

(消耗品等の供給)

第 13 条 機器に必要な部品（ドラム等）は、乙の点検又は甲の請求に基づき、乙が機器の機能維持のために必要と認めたときは、乙の負担によってこれを取り替えるものとする。

2 機器に必要な消耗品（用紙及びステープルを除く。）及び定期交換部品については、乙の点検又は甲の請求に基づき、乙が予備手持量の不足を認めたときに、乙の負担によって当該消耗品及び定期交換部品を甲に供給するものとする。

(機器の損害賠償)

第 14 条 乙は、甲が故意又は重大な過失によって機器に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができるものとする。

2 乙は、前項の場合において、動産総合保険により填補された損害に対しては、前項の

規定にかかわらず、甲に請求しないものとする。

(契約不適合責任)

第 15 条 乙は、使用開始日以降、機器が規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約の内容に適合しないものである場合は、特別の定めがない限り、賃貸借期間中、修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。

(遵守義務)

第 16 条 乙は、この契約書、那覇市上下水道局契約事務規程その他の関係法令を遵守しなければならない。

2 乙は、保守の実施により知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

3 前項の規定は、当事者の契約終了後も同様とする。

(契約の解除)

第 17 条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書をもって催告を行ったのち、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙、乙の代理人、乙からの再委託契約の当事者又は乙との間に本契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の暴力団をいう。）、暴力団員（同法第 2 条第 6 号の暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。)第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令又は同法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令が確定したとき。

(2) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

4 天災その他のやむを得ない事由により、この契約を履行することができなくなった場合は、この契約を解除することができる。

(機器及び消耗品の返還)

第 18 条 第 3 条の契約の履行期間が満了し、又は第 8 条及び第 17 条の規定により本契約

の解除があったときは、甲は、機器及び消耗品を乙に速やかに返還しなければならない。

2 前項の規定による返還にかかる費用は、乙の負担とする。

(消費税及び地方消費税)

第 19 条 消費税額及び地方消費税額（以下「消費税額等」という。）は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出する。

2 消費税額等の算出に際して、1 円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

3 契約期間中途において、消費税及び地方消費税の税率に増減が生じた場合の賃貸借料金に係る消費税額等の差額については、所定の手続きを経て変更契約を行う。

(協議事項)

第 20 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙が協議して定めるものとする。

(合意管轄)

第 21 条 この契約について紛争が生じた場合は、那覇地方裁判所を管轄裁判所とすることを甲と乙が合意するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書を 2 通作成し、両者記名押印の上、その 1 通を各自保有する。

令和 年 月 日

甲 (所在地) 那覇市おもろまち 1 丁目 1 番 1 号
(名 称) 那覇市
(代表者) 那覇市上下水道事業管理者 屋比久 猛義

乙 (所在地)
(名 称)
(代表者)